

避難情報

集中豪雨や台風などによって、水害や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、どの情報をもとに、どのタイミングで避難をするべきか？それぞれの状況に応じて避難できるよう、災害発生危険度と住民の方々が取るべき行動を5段階の「警戒レベル」を用いてお伝えします。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に 災害が発生 している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※1 ※1 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 〔市町村が発令〕
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示（緊急） 避難勧告 ※2 ※2 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 〔市町村が発令〕
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者 は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 〔市町村が発令〕
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〔気象庁が発表〕
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〔気象庁が発表〕

～各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。～

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報（例）】

警戒レベル 5 相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル 4 相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル 3 相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

（国土交通省、気象庁、都道府県が発表）

○ 避難指示（緊急）・避難勧告とは…

避難指示 （緊急）

状況が悪化し、災害による人的被害の危険性が非常に高まった場合や重ねて避難を促す場合等に発令。

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令。対象の住民に避難を勧める。

○ 大雨のときの避難行動



避難は災害から命を守るための行動です。大雨による災害から身を守る避難行動は、従来、避難勧告等の発令時に行う避難所への避難が一般的でしたが、今後は次の全ての行動を避難行動とします。

屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態などのとき
指定避難所への移動	警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所へ避難 (親戚や友人の家等)	近隣の強固で高い建物等への移動	建物内の安全な場所での待避 (家屋内の垂直避難) やむをえず家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として水害対策では建物の2階以上の高いところへ、土砂災害対策には斜面と反対方向の高い部屋への移動が有効です。

特に、洪水の浸水区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、皆さんが早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守ることになります。

特別警報をご存知ですか？

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

特別警報が発表されたら

- 尋常でない大雨や津波などが予想されています。
- 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

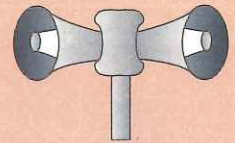
特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



テレビ・ラジオ



インターネット・
気象庁ホームページ



防災行政無線・広報車

「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。

特別警報が発表されないからといって安心することは禁物です。

これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。

普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。 ※気象庁ホームページより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、福岡管区気象庁ホームページに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

福岡管区気象台

〒810-0052 福岡県福岡市中央区大濠1丁目2-36

電話：092-725-3600

福岡管区気象台ホームページ <https://www.jma-net.go.jp/fukuoka/>

災害用伝言ダイヤルの使い方

災害用伝言ダイヤルとは？ NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否などの情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。

伝言の録音	171-1- ●●●● - ●● - ●●●●	(自宅の電話番号、または連絡を取りたい方の電話番号)	伝言保存期間	提供終了まで
伝言の再生	171-2- ●●●● - ●● - ●●●●		伝言蓄積数	1電話番号あたり1～20伝言
伝言内容(時間)	1伝言あたり30秒以内		利用可能電話	加入電話、ISDN、ひかり電話、公衆電話、携帯電話(一部除く)等